

# 安 全 輸 送 決 議

われわれバス事業者は、公共交通機関としての自覚と誇りを持って、各種交通事故防止対策を強力に展開してきた。

これにより、バスに係る交通事故の発生件数は減少しているものの、交差点やロータリー内における横断歩行者等の死傷事故は依然として後を絶たない。また、運転者の健康に起因する事故も発生している。このため、われわれバス事業者は、各自の営む事業を再点検し、安全・安心がすべてに優先するとの決意をもって、法令遵守はもとより、事業用自動車の運行の安全のため、業界を挙げて次の事項を徹底することとする。

1. 経営トップから現場まで一丸となり、それぞれの持ち場において、基本動作を再徹底する。また、自社のみならず他社で発生した事故についても積極的に情報収集を行い、詳細に分析するなどして、運輸安全マネジメントを推進する。
2. 運行管理者による運転者に対する実効ある指導・監督体制を確立し、各運転者の事故歴や適性診断の結果に基づいた効果的な個別指導に努める。また、確実な点呼等により、夜間・長距離運行における過労運転の防止を徹底する。
3. 交差点等における重大事故を防止するため、各地域や交差点の状況に応じて、交差点右左折時には横断歩道の手前で一旦停止すること、また、ロータリー内の乱横断等にも十分注意を払うことを徹底する。
4. 車内事故防止対策として、「停留所発進時における安全基本動作の徹底」をスローガンに掲げ、点呼時において、乗客が着席してから発車する「ゆとり運転」の徹底を図る等、発進時の車内事故の削減に重点的に取り組む。また、高速道路等を運行するバスの乗客への「シートベルトの着用」を徹底する。
5. 「飲酒運転防止対策マニュアル」の遵守、アルコール検知器の確実な使用・適正な保守管理の徹底により、飲酒運転を根絶する。また、覚せい剤、危険ドラッグに対しても細心の注意を払う。
6. 医師、関係機関との連携により、運転者の健康管理を強化し、運転者の健康に起因する事故の防止に取り組む。
7. 緊急時の連絡体制を再点検する等して、大雨、大雪その他自然災害への対応に万全を期する。

以上、決議する。

平成28年2月25日

岡山市において  
第53回中国バス協会事故防止対策委員会総会